

北上市都市計画の変更及び決定について（北上市決定）

令和5年3月版 資料
都市整備部都市計画課



令和3年度に策定された北上市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の土地利用方針やまちづくりの方針に基づき、一部地域の都市計画を変更及び決定するもの。

1 北上北部産業業務団地整備地区

【用途地域変更の趣旨】

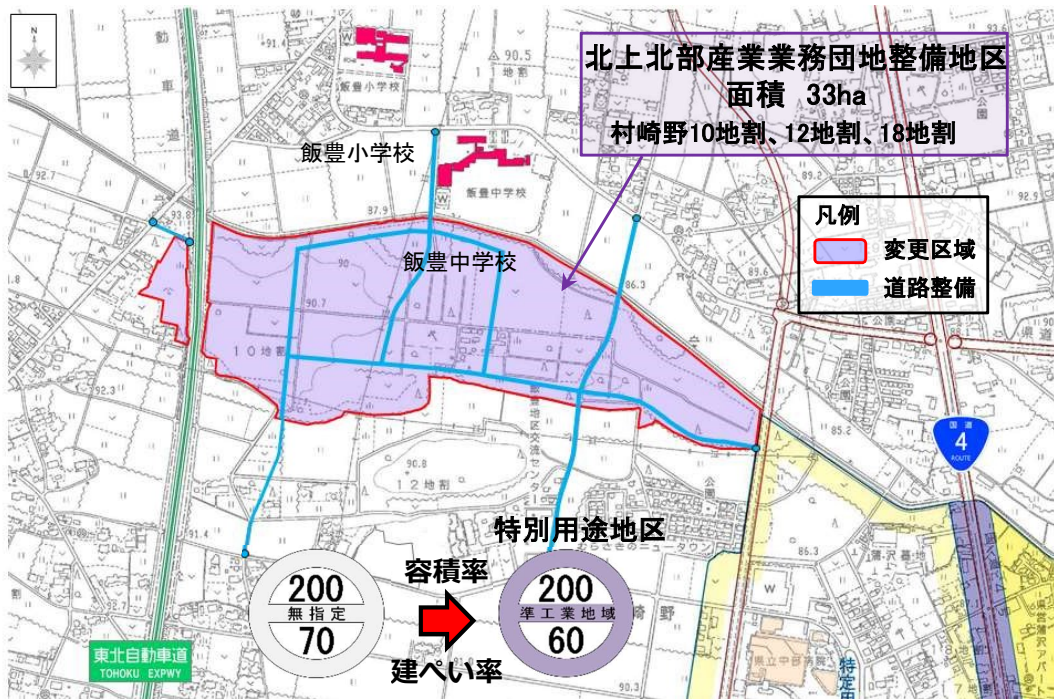
企業の増設や移転、半導体関連企業の進出が見込まれていることから、村崎野に新産業業務団地の整備を進めている。団地の利便性の向上を図るため、用途地域を変更すると共に都市機能の無秩序な拡散を防止するため、特別用途地区に指定し、大規模店舗等の集客施設が、中心市街地以外に立地しないよう制限するもの。

建築物の制限等 【準工業地域に重ねて特別用途地区を指定】

■ 準工業地域：容積率200%・建ぺい率60%以下

北上北部産業業務団地を準工業地域に変更すると同時に、重ねて特別用途地区(大規模集客施設制限地区)に指定し、延床面積が1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する。

建築してはならない建築物は、北上市特別用途地区における建築物の制限条例により定めることとする。



2 黒沢尻一丁目都市居住区域

【用途地域変更の趣旨】

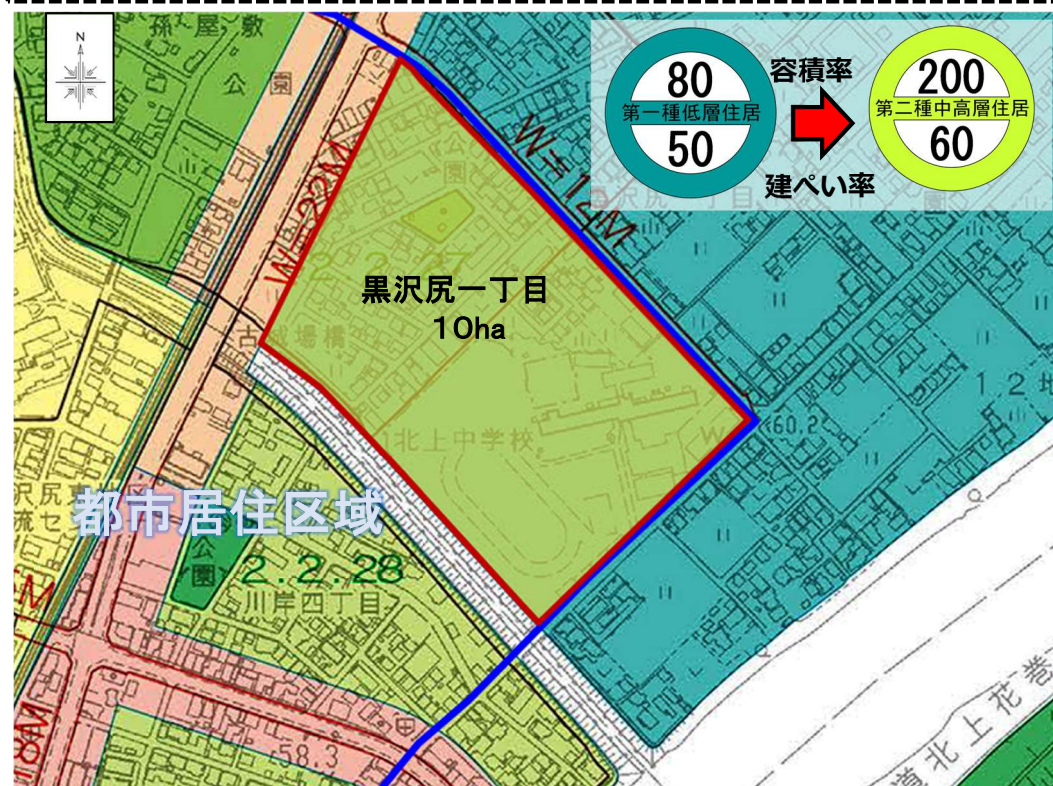
令和3年度に策定された北上市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の土地利用方針やまちづくりの方針に基づき、黒沢尻一丁目の都市居住区域の利便性向上を図るため、第二種中高層住居専用地域に変更をするもの。

建築物の制限等 【第二種中高層住居専用地域】

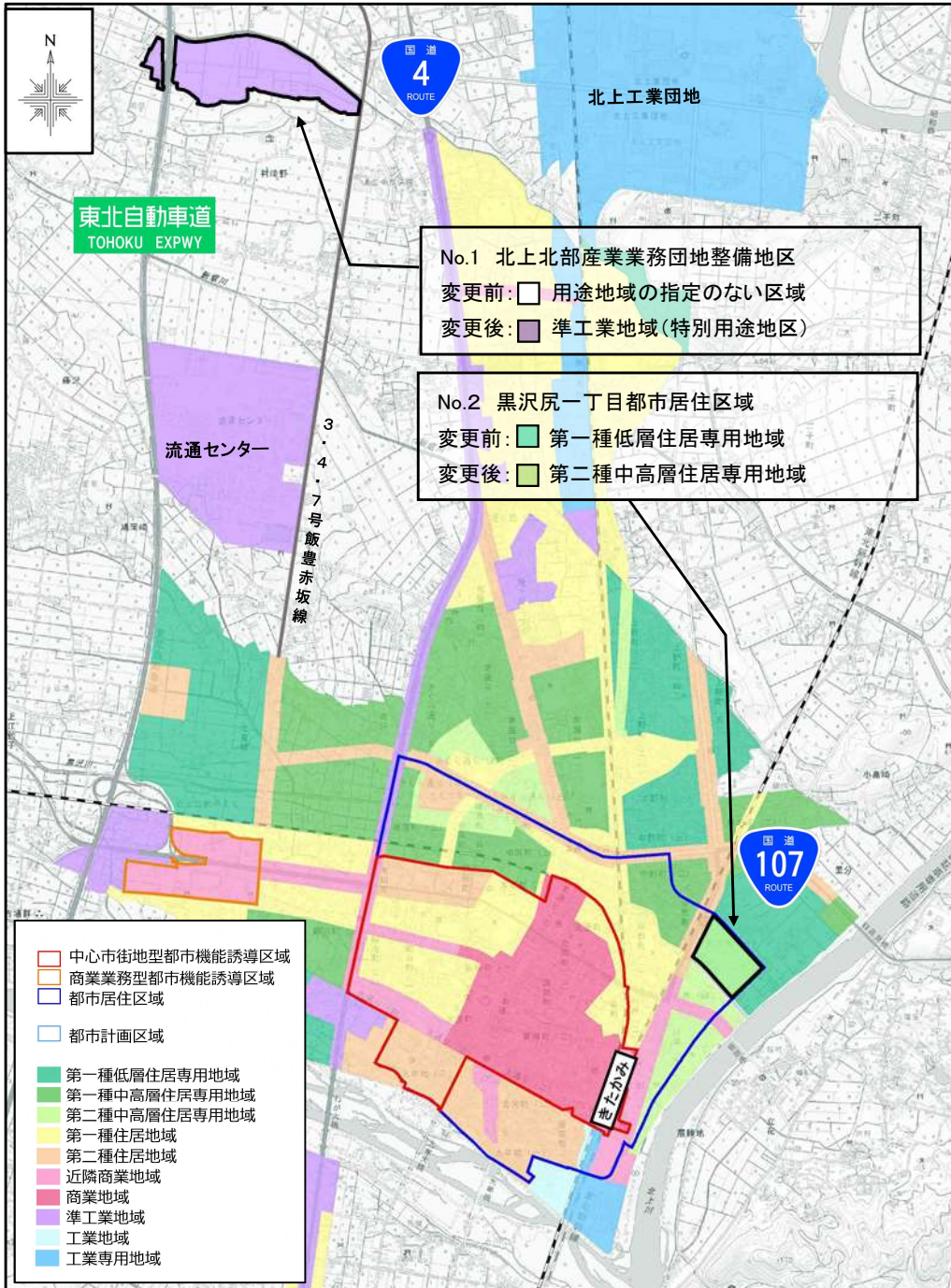
■ 第二種中高層住居専用地域：容積率200%・建ぺい率60%以下

戸建住宅、マンション等の住居、店舗、事務所、ガソリンスタンド(2階以下で1,500㎡以下)、幼稚園～大学等の教育施設、図書館、寺社、老人ホーム、交番。

※ホテル等の宿泊施設、遊戯施設、風俗施設、工場は不可。



➤ 立地適正化計画の都市居住区域内の第一種低層住居専用地域の用途地域を変更する。



3 都市計画決定までのスケジュール

令和5年3月24日都市計画変更・決定

時期	都市計画変更・決定	条例・規則整備
令和4年 4月		・検察庁仮協議
6月	都市計画と農林漁業の調整措置 (~11月17日完了)	
7月		・検察庁事前協議(7/11)
8月	・議会全員協議会(8/18) ・県事前協議(8/29) ・県建築住宅課との調整	
9月	・事前協議回答(9/8)	・検察庁回答(9/6)
11月		・議会全員協議会(11/14) ・庁議(11/21)
12月	・住民説明会(12/5) ・案の縦覧(12/7~12/21)	・議会議決、条例公布(12/16)
令和5年 1月	・県都市計審議会(1/27)	
2月	・県国土利用計画審議会(2/2) ・庁議(2/9) ・市都市計審議会(2/21) ・県本協議(2/27)	
3月	・本協議回答(3/2) ・市決定告示(3/24)	・条例、規則施行(3/24)